

木津川市木材の利用促進に関する基本方針

平成 26 年 4 月
(令和 5 年 9 月 改正)

木 津 川 市

目 次

第 1 趣旨

第 2 建築物等における木材利用促進の意義及び基本的方向

- 1 木材利用促進の意義
- 2 公共建築物等における木材利用促進の基本的方向

第 3 建築物等における木材利用促進の方針

- 1 木材利用促進を図る公共建築物等
 - (1) 対象
 - (2) 木造化を促進する範囲
 - (3) コスト面で考慮すべき事項
- 2 公共土木
- 3 バイオマス、燃料利用
- 4 その他
- 5 本方針で利用を促進する京都府産木材の定義

第 4 木津川市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化
- 2 公共土木
- 3 バイオマス、燃料利用
- 4 その他

第 5 建築一般（民間）での木材利用の拡大

第1 趣旨

本方針は、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、木津川市の公共建築物等の整備において、積極的に京都府産木材（京都府内で素材生産された木材）の利用を促進するための基本方針を定めるものです。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、京都府が定めた「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」（令和5年3月策定）に即して、本方針は、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、本来森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう木材利用の促進をしていくものです。

第2 建築物等における木材利用促進の意義及び基本的方向

1 木材利用促進の意義

木津川市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、北は井手町、和束町、東は笠置町、西は精華町、南は奈良県奈良市と接しており、京都・大阪の中心部から30km圏内にあります。当地域の北側と南東側には、細やかなやさしい稜線を持った山地が広がり、その山地の間を縫って、市域の中心部を東から西に木津川が流れ、市域の西端部で北へ向かって大きくカーブし、木津川に沿った地域に平野部が広がっています。

本市の気候は、四季を通じて穏やかですが、盆地型の地形のため、寒暖の差が大きいという特徴も併せて持っています。降水量は、年間1,500mm程度で、比較的少ないですが、夏期に雷雨が発生しやすく、局地的な集中豪雨に見舞われることがあります。

本市の総面積は、8,513haであり、民有林面積は、2,970haです。そのうち、ヒノキを主体とした人工林面積は、545haであり、人工林率は、17.4%で、京都府の平均よりかなり低い値です。

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて我々の生活と深く結びついてきましたが、近年は、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止や、森林を利用した保健・文化・教育の場の提供、良好な生活環境の保全のための機能の発揮、生物多様性の保全への寄与など、森林の有する多面的機能への期待が高まっています。

このような中、京都府産木材の利用を一層促進し、需要を拡大することは、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業・木材産業等、地域経済の活性化にも資するものであります。

また、木材は、長期間にわたって炭素を貯蔵し、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響

を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、脱炭素社会の実現にも貢献する「環境にやさしい」素材です。

京都府産木材の利用を促進することにより、快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出抑制及び建築物等における炭素の蓄積増大を通じた地球温暖化の防止や循環型社会の形成、さらには、京都の林業・木材産業の育成にも貢献することが期待されています。

2 公共建築物等における木材利用促進の基本的方向

公共建築物は、多くの市民が利用をされる施設であることから、木と触れ合い木の良さを実感する機会を広く提供することが可能です。

木津川市は、木材の良さをPRして、住宅等の一般建築物や生活用品等今まで木材の利用促進に対する意識を醸成するため、多くの市民が利用する公共建築物や備品等において京都府産木材の利用を率先して促進します。

第3 建築物等における木材利用促進の方針

1 木材利用促進を図る公共建築物等

(1) 対象

木津川市の庁舎のほか、市立の教育施設、文化施設、運動施設、福祉施設、医療施設などの市民が利用する機会が多い公共建築物や市営住宅を対象にします。

(2) 木造化を促進する範囲

公共建築物の整備においては、以下に掲げる法令等により木造化が困難な①から④の場合を除き、利用が可能な場合は「木造」に努めることを考慮します。

- ① 建築基準法等の法令の規定や施設の設置基準などにより木造化が困難な場合
- ② 建築物に求められる強度、耐火等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合
- ③ 災害時の活動拠点室等を有する災害緊急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合
- ④ その他、市長が認める場合

なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断します。

(3) コスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の工夫により維持管理コストの低減を図り、建築コストにとどまらず、その計画・設計段階から維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルについても十分検討するとともに利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努めるものとします。

2 公共土木

木津川市が実施する土木工事または公共建築物や公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材には可能な限り京都府産木材の使用を考慮します。

3 バイオマス、燃料利用

木津川市の公共施設等の暖房器具、ボイラー等を導入する場合には、可能な限り、京都府産木材を使用することとします。

4 その他

市有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品を導入する場合には、可能な限り、京都府産木材の使用を考慮します。

5 本方針で利用を促進する京都府産木材の定義

原則として「京都府産木材認証（ウッドマイレージCO2京都の木認証）」を受けた木材の利用としますが、当該木材の使用が困難な場合は、「京都府産木材証明（京都の木証明）」を受けた木材とします。

＊ 京都府産木材認証（ウッドマイレージCO2京都の木認証）木材とは、京都府木材認証制度により、京都府産材であることや輸送時に排出される二酸化炭素の削減が証明された木材のことです。

＊ 京都府産木材証明（京都の木証明）とは、令和元年度に創設された木材の産地（京都府産）を証明された木材のことです。

第4 木津川市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

木津川市が整備する以下の施設は、木材製品の利用が可能な場合は、内

装の木質化と木造による整備を推進します。

- ① 学校施設
- ② 社会福祉施設
- ③ 医療施設
- ④ 運動施設
- ⑤ 社会教育施設
- ⑥ 文化・観光施設
- ⑦ 住宅施設
- ⑧ 公園施設
- ⑨ 庁舎
- ⑩ その他①～⑨に類する施設

2 公共土木

木津川市が実施する下記施設の整備については、土木工事または外構工事での各種資材及び仮設資材などでは、可能な限り京都府産木材の木製品の使用を考慮します。

- ① 道路施設（林道・作業道などを含む）
- ② 公園施設
- ③ 河川施設
- ④ 外構施設
- ⑤ その他①～④に類する施設

3 バイオマス、燃料利用

暖房器具やボイラーを設置する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等の選定については、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制を考慮しながら導入についての検討をします。

4 その他

市有施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品のうち、調達可能なものについては、可能な限り京都府産木材を使用した木製品の導入を考慮します。

第5 建築一般（民間）での木材利用の拡大

民間での京都府産木材の利用を促進する建築物は、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高い学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、医療施設（病院・診療所等）、運動施設や市

民の触れる機会が多く展示効果の高い店舗等とします。

また、民間での木材利用の取り組みを拡大するため、関係団体等の協力を得て、民間での建築計画の情報収集や木材利用の働きかけに努めるとともに、京都府や山城e c o木材供給協議会と連携して京都府（山城）産木材の供給に関する情報発信に努めます。

附則 この方針は、平成26年4月1日から施行する。